

駐留軍等労働者の給与水準見直しに関する意見書

去る11月26日、政府の行政刷新会議の事業仕分けにおいて、駐留軍等労働者の給与水準を地域別賃金に準じて見直すよう意見がまとめられた。

意見のとおり実施されると、1人当たりの県民所得が全国平均のわずか7割弱しかなく、また最低賃金が全国一低いという極めて厳しい本県の賃金水準に合わせて見直しが行われることになる。

この結果、今回の見直しは、単に駐留軍等労働者の生活に大きな影響を与えるだけではなく、県内労働者の賃金低下への引き金となって地域経済の低迷を招き、ひいては県経済にとって大きな打撃となり、他県との格差がさらに拡大することが懸念される。

また、本県には現在、約9,000人の駐留軍等労働者がおり、本県就業者数の約1.5パーセントを占めていることから、県経済や雇用の維持・安定に大きな影響を与えることになるものと思われる。

なお、これまで駐留軍等労働者の賃金と労働条件は、雇用主である日本政府と労働組合との労使交渉による合意と同時に、使用者である米国政府と日本政府との協議及び合意により決定及び実施されたものであるが、今回、事業仕分けにより給与水準の見直しを行うことになれば、長年積み上げた労使交渉やシステム等を見捨てることになり、憲法第28条および労働基準法で保障された労働基本権を政府が否定することになりかねないものである。

よって、政府におかれては、憲法等で保障されている労働基本権を否定するような形で駐留軍等労働者の給与水準の引き下げにつながる措置を行わないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月17日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 財務大臣 防衛大臣 国家戦略担当大臣
行政刷新担当大臣 沖縄及び北方対策担当大臣